保険規制

Insurtech GLOBAL OUTLOOK 22

保険リキッドエコシステムを
加速する４つの力

NTT DATA
Trusted Global Innovator

索引

導入 05.

保険の規制のサンドボックス 09.

保険業界の規制 37.

レグテック 49.

結論 55.

導入

導入

私たちは今、金融サービスの転換期の真っ只中にあり、保険業界も例外ではありません。テクノロジーはこれまでも、そしてこれからも中心的なイネーブラーです。いまだ終息が見えない COVID-19 の影響を受けたあとではなおさらです。

問われるのは、保険業界がいかに迅速かつ効果的にこの大転換に適応していけるのか、それと同時に、現行の規制であれ、今後新しいテクノロジーをどのように利用できるかを決める規制であれ、関連するあらゆる規制をまちがいなく遵守できるのか、ということです。 答えはまだ出ていません。けれども、保険業界がすでに、テクノロジーにもたらされる新たな可能性に開かれているのは確かです。これはまた、まったく異なる補完的分野の企業とつながることができるという意味でもあります。

オープンインシュアランスとは何なのか、標準的な定義はまだありませんが、大まかに言えば手元のデータとサービスを第三者が利用できるようにする代わりに、相手がシェアしてくれるそれを利用できるようにもなることです。ある種のデータ共有には顧客の同意が必要になるでしょうし、データは通常、自動化された API（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を通して参加する企業同士で利用し合うことになるでしょう。

そうすることでオープンインシュアランスは、契約者自身はもちろん、業界のプレイヤーであるかないかにかかわらず、保険会社と参加企業の双方にメリットがもたらされます。この win-win なモデルのもとで、新しい商品、サービス、アプリケーション、イノベーティブなビジネスモデルを市場に投入できるのです。それでも、保険会社がオープンインシュアランスに打って出るからには、これらのメリットと、データの安全性およびプライバシーのリスクとのバランスをしっかり取っていかなくてはなりません。

オープンインシュアランスは諸刃の剣です。いくつものメリットがある一方で、保険会社と顧客の双方にとって数えきれないほどの、時として予測不能なリスクが降りかかってきます。デジタル化、新テクノロジー、新商品やサービス、そしてビジネスモデルの間に発生する相互作用を規制する必要が生まれるのは、まさにこのような背景があるからです。

このような規制の必要性は企業および保険契約者のセキュリティへの直接的な懸念となって、人々の権利保護のためのデータ保護その他の規制ツールが必要になってきます。

このモデルの場合、参加企業の技術的成熟レベルがカギとなります。規制に対応したシステムに投資した側にとっては、規制の枠組みに従うのは容易いことです。しかし、組織のシステムおよびテクノロジーが古いままでは、求めに応じることもままなりません。

もう 1 つのシナリオとして、いわゆる新興企業のレベルの問題があります。新興企業はすべての規制面に対応する強さも成熟度も持ち合わせていないので、規制遵守が難しくなります。

このような視点から、保険会社は保険のリキッドエコシステムに関わる他者とのつながりこそ重視すべきです。より良いサービスや商品を提供するために第三者と情報共有できる能力が最大限に求められます。テックジャイアントや規制当局、InsurTech、Fintech、ヘルステック、イノベーションハブ、大学、ベンチャーキャピタル、そして他分野から参加する企業といった参加者たちの力によって、イノベーションを起こし変革を加速するチャンスが生まれるのです。

それに加えて、私たちはこうしたオープンインシュアランスがどのように改善されていくのかを見守っています。従来は企業内部で行われてきたイノベーションプロセスは、他の参加者たちと協力するために次第に開かれてきています。しかし、必要な投資を含めたイノベーションプロセスを最後まで終えたところで、提示されたソリューションが規制要件を必ずしも遵守していないケースはいくらでもありました。この問題は、金融および保険分野の公共団体の主導で急増したサンドボックスの設立によって、現行および近い将来の規制を遵守するような新しい提案がなされるチャンスが生まれることで解決しました。

保険の規制のサンドボックス

相互接続する保険会社の新時代

社会が変化し技術的イノベーションが起きていることは、保険業がそれにすばやく適応しなければないことを意味します。保険会社はそのバリューチェーンのあらゆる領域にますますディスラプティブな要素を取り入れています。それは直接的（新ソリューションの開発）であることもあれば、一部を他の参加者に任せることもあります。

相互接続する保険会社の新時代はすでに実現しています。保険のリキッドエコシステムは、企業が 1 つのエコシステムから別のエコシステムへと動き続ける様子を表しています。企業は自社のサービスを第三者と接続することで自社商品に価値を付加し、競争力をつけています。

エコシステムの中で競争するには、この接続は双方向でなければなりません。保険会社は他の企業やパートナーのサービスと接続する必要がありますが、相手側からもこちらのシステムに接続させるのです。企業文化的にも技術的にもこのようにマインドセットを切り替えることが、オープンインシュアランスの基本です。

これらのエコシステムの一部であるためには、イノベーションには常に規制遵守がついてくること、別の階層や超国家的組織からの指揮監督を受けることを、関連する参加者全員が理解している必要があります。実際、イノベーションプロセスからの一番大きな学びは、スピードは決してより良い商品やサービスの提供と同義語ではない、ということです。

とはいえ、規制を遵守することと、その中（新しい要件の進化または生成）で起きる変化にすばやく適応することは、企業にとって重要なパラメータです。

ではなぜ、保険会社は規制要件に従わなければならないのでしょうか？　この質問に対する最初の答えは明らかなようですが、そうではありません。 むしろ、規制が存在すること自体が消費者保護をベースにしていて、もし何かあったときにサービスの提供者（この場合は保険会社）が誰であれ、その責任を果たせるようにすることで消費者に大きな安心を与えるためのものです。すなわち、金融的安定を保障する手段を用意しておくことで、顧客が保護されるのです

次に、規制には速さと効率という要素もあります。つまり、規制の変更にうまく適応できる保険会社ほど、顧客や規制当局からの要求にかなう商品やサービスを短時間で提供できるため、競争力が高いわけです。

こうした理由から、保険会社は、自社の業務が規制を遵守しているかどうかに大きな関心を持っています。保険会社の最高リスク管理責任者（CRO）や最高コンプライアンス責任者（CCO）は同時に、組織が安全で効率的なやり方で運営できるようなソリューションをしっかりと根付かせなくてはなりません。

保険監督者国際機構（IAIS）が定める規制と監督の原則および基準や、ソルベンシー規制、金融システムのマクロプルーデンスと監督に関する規制のような、保険業界の金融活動に最も近い規制要件に、他分野からの規制要件も加えなくてはなりません。例えば、新しいサービスや商品、ビジネスモデルを生む新興テクノロジーの利用に関連するものなどがそれにあたります。

パラメトリック保険や、遠隔医療のような新しいサービス提供方法など、事例はすでに数えきれないほどあります。アクティビティに基づく健康保険やドライバーの行動に基づく自動車保険のように、ユーザーの行動をベースにしたモデルもそうです。

さらに先進的なもう 1 つの例として、いくつかの国で試行中の自動運転があります。このような事例がすべて、テクノロジーに動かされていることは明らかで、これらが未来の保険のあるべき姿の最先端であるとはいえ、その普及によるメリットが顧客や社会にとってプラスであり、あらゆる規制を遵守したものであることを確かめるためには、まだまだじっくりと見守っていく必要があります。 ■

相互接続する保険会社の新時代

世界の主な保険規制当局

保険業界では、国家による監督モデルないしはフレームワークは実に多様です。例えば、ヨーロッパのいくつかの国では銀行業界を監督する機関が保険業界の監督も兼ねており（ドイツ、オランダ、英国がこのケース）、このシステムは日本など他の国でも行われています。一方でその他の国々（中国、スペイン、ポルトガル）には保険業界専門の規制団体があります。それ以外のモデルとして、米国では業界専門の機関が保険の規制を担っていますが、各州にそれぞれの規制団体があるため、部分的な役割に留まっています。

超国家レベルでも、保険会社がその事業運営に際して遵守すべきさまざまな法律があります。欧州連合の基準は、ヨーロッパの保険会社も他国の保険会社も、この地域で事業運営するのであれば適用されます。

アメリカ 31

Argentina - Superintendencia de Seguros de la Nacion Argentina	Insurance
Aruba - Centrale Bank van Aruba	Financial + Insurance
Bahamas - The Insurance Commission of The Bahamas	Insurance
Barbados - Financial Services Commission of Barbados	Financial + Insurance
Belgium - National Bank of Belgium	Financial + Insurance
Belize - Office of the Supervisor of Insurance and Private Pensions	Insurance
Bermuda - Bermuda Monetary Authority (BMA)	Financial + Insurance
Brazil - ANS - Agencia Nacional de Saude Suplementar (ANS)	Health
Brazil - SUSEP - Superintendencia de Seguros Privados (SUSEP)	Insurance
British Virgin Islands - Financial Services Commission (FSC)	Financial + Insurance
Canada - OSFI - Office of the Superintendent of Financial Institutions (OSFI)	Financial + Insurance
Canada (FICOM) - BC Financial Services Authority (BCFSA)	Financial + Insurance
Canada (Ontario) - Financial Services Regulatory Authority of Ontario (FSRAO)	Financial + Insurance
Canada (Québec) - Autorité des marchés financiers (AMF)	Financial + Insurance
Cayman Islands, BWI - Cayman Islands Monetary Authority	Financial + Insurance
Chile - Comisión para el Mercado Financiero (CMF)	Financial + Insurance
Colombia - Superintendencia Financiera de Colombia	Financial + Insurance
Curaçao and Sint Maarten - Centrale Bank van Curacao en sint Maarten	Financial + Insurance
Dominican Republic - Superintendencia de Seguros	Insurance
Guatemala - Superintendencia de Bancos	Financial + Insurance
Jamaica - Financial Services Commission	Financial + Insurance
Mexico - Comision Nacional de Seguros y Fianzas	Insurance
Panama - Superintendencia de Panama	Financial + Insurance
Paraguay - Superintendencia de Seguros	Insurance
Peru - Superintendencia de Banca, Seguros y Administradoras Privadas de Fondos de Pensiones del Peru	Insurance
Suriname - Centrale Bank van Suriname	Financial + Insurance
Trinidad & Tobago - Central Bank of Trinidad & Tobago	Financial + Insurance
Uruguay - Banco Central del Uruguay (BCU), Superintendencia de Servicios Financieros (SSF)	Financial + Insurance
USA, FIO - Federal Insurance Office of the United States Department of Treasury (FIO)	Insurance
USA, FRB - Board of Governors of the Federal Reserve System (FRB)	Financial + Insurance
USA, NAIC - National Association of Insurance Commissioners (NAIC)	Insurance

相互接続する保険会社の新時代

ヨーロッパ 49

Armenia - Central Bank of Armenia	Financial + Insurance
Austria - Financial Market Authority (FMA)	Financial + Insurance
Belarus (Republic of) - The Ministry of Finance of the Republic of Belarus	Financial + Insurance
Belgium - Financial Services and Markets Authority (FSMA)	Financial + Insurance
Bulgaria - Financial Supervision Commission	Financial + Insurance
Croatia (Republic of) - Croatian Financial Services Supervisory Agency	Financial + Insurance
Cyprus - Insurance Companies Control Service	Insurance
Czech Republic - Czech National Bank, Insurance Companies Regulation and Supervision Department	Insurance
Denmark - Finanstilsynet (Danish Financial Supervisory Authority)	Financial + Insurance
EIOPA - European Insurance and Occupational Pensions Authority (EIOPA)	Insurance
Estonia - Estonian Financial Supervision Authority	Financial + Insurance
Finland - Financial Supervisory Authority	Financial + Insurance
France - ACPR -Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution (ACPR) (Prudential Supervision and Resolution Authority)	Insurance
Georgia - Insurance State Supervision Service of Georgia	Insurance
Germany - BAFIN Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)	Financial + Insurance
Gibraltar -Financial Services Commission	Financial + Insurance
Guernsey - Guernsey Financial Services Commission	Financial + Insurance
Hungary - Magyar Nemzeti Bank	Financial + Insurance
Iceland - The Central Bank of Iceland	Financial + Insurance
Ireland - Central Bank of Ireland	Financial + Insurance
Isle of Man - Isle of Man Financial Services Authority	Financial + Insurance
Italy - Istituto per la Vigilanza sulle Assicurazioni (IVASS)	Financial + Insurance
Jersey - Jersey Financial Services Commission	Financial + Insurance
Kosovo - Central Bank of the Republic of Kosovo (CBK)	Financial + Insurance
Latvia - The Financial and Capital Market Commission	Financial + Insurance
Liechtenstein - Financial Market Authority (FMA)	Financial + Insurance
Lithuania - Central Bank of Lithuania	Financial + Insurance
Luxembourg - Commissariat aux Assurances	Insurance
Malta - Malta Financial Services Authority	Financial + Insurance
Montenegro - Insurance Supervision Agency	Insurance
Netherlands - De Nederlandsche Bank - DNB	Financial + Insurance
Netherlands - Netherlands Authority for the Financial Markets (AFM)	Financial + Insurance
Norway - Finanstilsynet (Financial Supervisory Authority of Norway)	Financial + Insurance
Poland - Komisja Nadzoru Finansowego - KNF (Polish Financial Supervision Authority)	Financial + Insurance
Portugal - Autoridade de Supervisão de Seguros e Fundos de Pensões (ASF)	Insurance
Republic of North Macedonia - Insurance Supervision Agency (ISA)	Insurance
Romania - Financial Supervisory Authority (ASF)	Financial + Insurance
Serbia (Republic of) - National Bank of Serbia, Insurance Supervision Department	Insurance
Slovakia - National Bank of Slovakia	Financial + Insurance
Slovenia - Insurance Supervision Agency	Insurance
Spain - Dirección General de Seguros y Fondos de Pensiones	Insurance
Sweden - Finansinspektionen	Financial + Insurance
Switzerland - Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)	Financial + Insurance
Turkey - Turkish Insurance and Private Pension Regulation and Supervision Authority	Insurance
Turks & Caicos BWI - Financial Services Commission	Financial + Insurance
United Kingdom - FCA - Financial Conduct Authority (FCA)	Financial + Insurance
United Kingdom - PARA - Prudential Regulation Authority (PRA)	Insurance

アジア 36

Australia - Australian Securities & Investments Commission (ASIC)	Financial + Insurance
Azerbaijan - The Central Bank of the Republic of Azerbaijan	Financial + Insurance
Bahrain - Central Bank of Bahrain	Financial + Insurance
Bangladesh - Insurance Development and Regulatory Authority	Insurance
Brunei Darussalam - Autoriti Monetari Brunei Darussalam (AMBD)	Financial + Insurance
China - China Banking and Insurance Regulatory Commission (CBIRC)	Insurance
China, Hong Kong - Insurance Authority (IA)	Insurance
China, Macao - Autoridade Monetária de Macau	Financial + Insurance
Chinese Taipei - Financial Supervisory Commission	Financial + Insurance
India - Insurance Regulatory and Development Authority of India (IRDAI)	Insurance
Indonesia - Indonesia Financial Services Authority (Otoritas Jasa Keuangan/OJK)	Financial + Insurance
Israel Capital Markets, Insurance and Savings Authority (CMISA)	Insurance
Japan - Financial Services Agency (FSA)	Financial + Insurance
Jordan - Central Bank of Jordan	Financial + Insurance
Kazakhstan - Astana Financial Services Authority (AFSA)	Financial + Insurance
Kazakhstan - The Agency of the Republic of Kazakhstan for Regulation and Development of Financial Market	Financial + Insurance
Malaysia - Bank Negara Malaysia	Financial + Insurance
Malaysia (Labuan) - Labuan Financial Services Authority (Labuan FSA)	Financial + Insurance
Maldives (Republic of) - Maldives Monetary Authority	Financial + Insurance
Mongolia - Financial Regulatory Commission of Mongolia	Financial + Insurance
Nepal - Beema Samiti (Insurance Regulatory Authority of Nepal)	Insurance
Palestine - Palestine Capital Market Authority	Financial + Insurance
Philippines - Insurance Commission	Insurance
Qatar - Qatar Central Bank	Financial + Insurance
Qatar - Qatar Financial Centre Regulatory Authority (QFCRA)	Financial + Insurance
Russia - The Central Bank of the Russian Federation	Financial + Insurance
Saudi Arabia - Saudi Central Bank (SAMA)	Financial + Insurance
Singapore - Monetary Authority of Singapore (MAS)	Financial + Insurance
Sri Lanka - Insurance Board of Sri Lanka	Insurance
Sultanate of Oman - Capital Market Authority	Financial + Insurance
Thailand - Office of Insurance Commission	Insurance
United Arab Emirates - Abu Dhabi Global Market Financial Services Regulatory Authority (ADGM FSRA)	Financial + Insurance
United Arab Emirates - Central Bank of the United Arab Emirates (CBUAE)	Financial + Insurance
United Arab Emirates - Dubai International Financial Centre (DIFC) - Dubai Financial Services Authority (DFSA)	Financial + Insurance
Uzbekistan - Ministry of Finance	Financial + Insurance
Vietnam - Ministry of Finance, Insurance Department	Insurance

相互接続する保険会社の新時代

アフリカ 28

Africa - CIMA+A5Conférence Interafricaine des Marchés d'Assurances (CIMA)	Insurance
Angola - Agência Angolana de Regulação e Supervisão de Seguros (ARSEG)	Insurance
Botswana - Non-Bank Financial Institutions Regulatory Authority (NBFIRA)	Financial + Insurance
Burundi - Agence de Régulation et de Contrôle des Assurances (ARCA)	Insurance
Cape Verde - Banco De Cabo Verde	Financial + Insurance
Congo (Democratic Republic of the) - Insurance Regulatory and Supervisory Authority (ARCA)	Insurance
Costa Rica - Superintendencia General de Seguros de Costa Rica	Insurance
Egypt - Financial Regulatory Authority	Financial + Insurance
Ghana - National Insurance Commission Ghana	Insurance
Guinea - Direction des Assurances, Banque Centrale de la Rep. De Guinee	Insurance
Kenya - Insurance Regulatory Authority	Insurance
Kingdom of Eswatini - Financial Services Regulatory Authority (FSRA)	Financial + Insurance
Lesotho - Central Bank of Lesotho	Financial + Insurance
Malawi - Reserve Bank of Malawi	Financial + Insurance
Mauritius (Republic of) - Financial Services Commission	Financial + Insurance
Morocco - Autorité de Contrôle des Assurances et de la Prévoyance Sociale (ACAPS)	Insurance
Mozambique - Instituto de Supervisão de Seguros de Moçambique	Insurance
Namibia - Namibia Financial Institutions Supervisory Authority (NAMFISA)	Financial + Insurance
Nigeria - National Insurance Commission	Insurance
Rwanda - National Bank of Rwanda	Financial + Insurance
Seychelles - Financial Services Authority	Financial + Insurance
South Africa - Financial Sector Conduct Authority (FSCA)	Financial + Insurance
South Africa - Prudential Authority	Insurance
Tanzania - Tanzania Insurance Regulatory Authority	Insurance
Tunisia - Ministère des Finances, Comité Général des Assurances	Insurance
Uganda - Insurance Regulatory Authority of Uganda	Insurance
Zambia - Pensions and Insurance Authority	Insurance
Zimbabwe - Insurance and Pensions Commission (IPEC)	Insurance

オセアニア 6

Australia - APRA - Australian Prudential Regulation Authority (APRA)	Insurance
New Zealand - Reserve Bank of New Zealand	Financial + Insurance
Papua New Guinea - Bank of Papua New Guinea	Financial + Insurance
Papua New Guinea - epartment of Finance & Treasury	Financial + Insurance
Samoa - Samoa International Finance Authority	Financial + Insurance
Vanuatu - Reserve Bank of Vanuatu	Financial + Insurance

市場投入時間を短縮する サンドボックス

規制のサンドボックスの概念として最も広く認知されている定義の 1 つが、テストのための管理された場である、というものです。言い換えると、ここでは管理され時間制限はあるものの、ある程度の規制の例外が認められた現実に近い環境で事業者が新商品やサービス、アプリケーション、ビジネスモデルをテストすることができ、提示されたアイデアが社会に利するものであるかを確認できるのです。それゆえに、様々な理由で現行法がまだ認めていないイノベーションを証明する力が企業に与えられるのです。

規制のサンドボックスは各国当局によって設けられています。これがとても大事なところで、この点によりサンドボックスの場が安全で信頼できるものになっているのです。この施策に最初から加わり、推進してきたのが、まさに規制当局であり監督当局なのです。この構図のおかげで、事前にテストされた新規提案は、より簡単に市場投入されることになります。

もちろん、パイロットテストを行う場はほかにもあります。ただし、規制当局が監督するサンドボックスでは、当局がこれらのテストの実施を許可し、都市部で自動運転車の走行を認めるなど一定の例外を認めたり、P2P のエネルギー市場のように P2P のビジネスモデルと認めてくれるという保証があるのが別格です。

さらに上の段階になると、保険業または銀行業の承認を受けていない企業でも新しいアイデアを試せるサンドボックスもあります。

規制の面から見てサンドボックスが重要な要素であるのは、当初からコンプライアンス分析が導入できるためです。ここがとても重要なのは、テスト段階からイノベーティブなアイデアを適用可能なため、技術的な変革を速めることができるからです。またその事業者も、そのアイデアを実装する前にエラーを見つけることができるうえに、顧客や組織、機関にとっての脆弱性も検出できます。

しかし上述の定義とは別に、テクノロジーやイノベーション、コラボレーション、アジリティ、セキュリティといった、一連の特性を付け加える必要もあるでしょう。つまり、これらのテストはイノベーションを目的として実施されるわけですが、それと同時に、付加価値を持ったビジネスモデルや商品・サービスをとにかく短時間で市場に投入することも目的としているわけです。

もちろん、基本的な目的はこれらのイノベーションが全ての関係者（企業、顧客、規制当局など）にとっても安全に行われることです。だからこそ、あるモデルがうまくいくことやそれが規制を遵守していることが証明されるほど、新ソリューションを市場に投入できる可能性が高くなります。

さらに、このようなテスト空間には技術的構成要素との明確な関連性があります。こうした場に出されたソリューションはさまざまな新興テクノロジーをベースにしているため、これらのイノベーションを実装するには、さまざまな企業がさまざまな技術的リソースやインフラストラクチャーとの協力が求められることも珍しくありません。

しかしこの協力体制や技術的開放性こそがまさに、進歩の差別化を生みだすのです。規制のサンドボックスこそ、エコシステムを加味したイノベーションを加速するものであると言えるでしょう。

サンドボックス
市場投入時間を短縮する管理体制

サンドボックスはどのように機能するのか？

これらのツールのタイプはそれがどこの国や地域のものかによって大きく異なりますが、次のような簡易図で説明できる共通要素は多数あります。

サンドボックスが使えるとなったら、企業がそのプロジェクトを提示する方法はいろいろとあります。事業者がその市場で合法的に運営できるようにするために、プロジェクトを提示した企業からのライセンスが必要な場合もあります。こうすれば、規制当局はその事業者が市場についてすでに知っていることや、提示されたソリューションが最低限のことは保証されている（市場に関する知識、既存の規制を遵守していること、提案の妥当性）ことを確認できます。

しかし別のケースでは、事業者にライセンスが不要なものもあります。そのイノベーションを提示した企業はすでにライセンスを持っている企業と事前に合意しておいたり、サンドボックスそのものの中でパートナーを見つけることができるわけです。また別のケースでは、企業が全工程を実施しておいて、プロセスの最後に監督者や規制団体に権限を要求することも可能です。

この点について、いくつかのサンドボックスに適用される要求をもう１つ加えなくてはなりません。このようなテスト空間の中には、アイデアを提示する企業がその国で登録されていなければならない場合があります。別の選択肢として、第三国の企業がプロジェクトを提示することをサンドボックスが認めることもできます。

もう１つ、イノベーティブなアイデアを提示できる時間枠についても考えるべきです。サンドボックスが「オープン」であるため時を選ばずにアイデアを提出できる場合というのがあります。そのほかの場合は、企業が申請できる特定の期間（コホート）を監督者が設けていて、それ以外の期間は申請できません。コホートというのは、規制機関が参加企業に対してプロジェクトの提出を許可するラウンドまたは申請期間のことです。

規制のサンドボックスがどのように機能するかの一般的なアプローチ

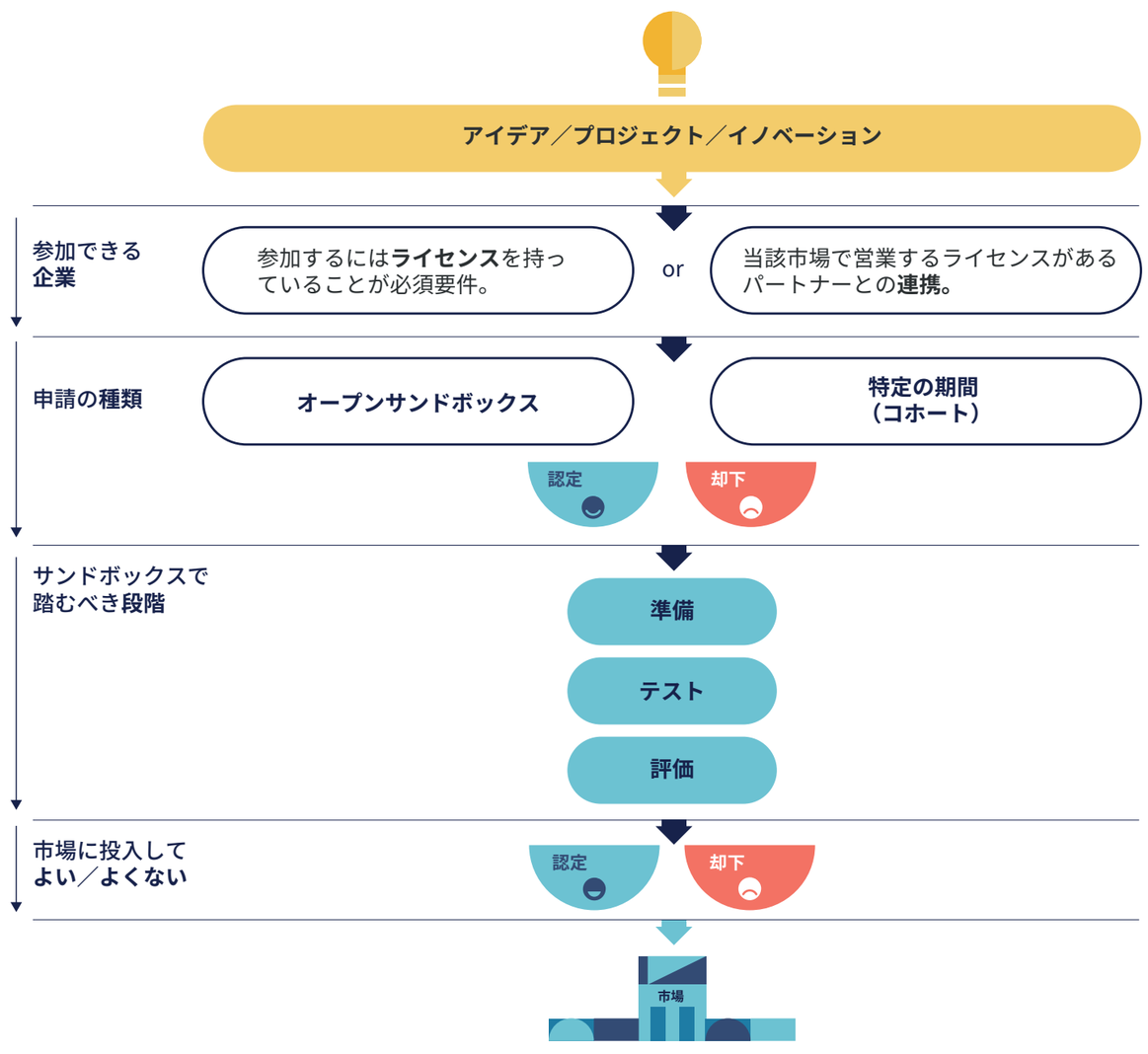

保険業界のサンドボックスを掘り下げる－実例

英国：サンドボックスのパイオニア

サンドボックスおよびそれらと保険分野との関係性に関して最も典型的なケースの 1 つに、2015 年に創設された英国の規制のサンドボックスがあります。設立以来、保険以外の分野も含めて 159 プロジェクトが認定されました。実際、このサンドボックスの母体となる金融行動監督機構（FCA）が国内の 6 万近い金融サービス実体の事業も規制しており、18,000 社を超える企業を対象とする規制機関でもあるからです。

2016 年以降、7 回のコホートまたは申請期間が設けられました。認定された全 159 プロジェクトのうち、11.32% にあたる 18 件が保険関連プロジェクトでした。提示されたその他のソリューションまたはイノベーションは、金融業界やペイメント、投資、貯蓄などに関連するものでした。

2021 年 8 月には FCA が「常時オープン」モデルの採用を決定したため、特定の時間枠に縛られずにいつでも申請できるようになりました。

保険業界に関しては 2016 年以降順調で、いろいろなコホートの状況を見ても、1 つのコホートあたり平均 3 件のプロジェクトが認定されています。ただし、より詳細な分析を行ってみると、初回のコホートで保険に直接関連するプロジェクトが認定されたのは 1 件しかないことがわかります。このデータを同一コホート内で認定されたものすべてと比較すると、その割合は 5.5% になります。

しかし、2 つめのコホートで認定された保険関連プロジェクトは 6 件に増えました。このときは保険と金融の分野を合わせて 24 件のプロジェクトが認定されたので、全体の 25% が保険関連だったことになります。2018 年と 2019 年には、認定された新規構想は 29 件まで増加します（ただし保険関連のものはそれぞれ 3 件と 2 件でした）。直近の 2020 年および 2021 年では、COVID-19 の影響をまともに受けたため 2019 年の認定数は 22 件、2020 年はわずか 13 件にまで落ち込みました。

2017 年には、このサンドボックスに提示された保険関連プロジェクト数が大幅に増加しました。この年には幅広いエコシステムに関連したプロジェクトがテストされました。その多くは販売・流通関連で、ヘルシーリビングとスマートモビリティ、そしてホームセーフホームがそれぞれ 1 件ずつでした。2017 年から 2019 年にかけては、販売・流通やモビリティ分野に関連したソリューションへの意欲が高まっていたことがうかがわれます。

FCA サンドボックスで認定された保険関連プロジェクトの動き

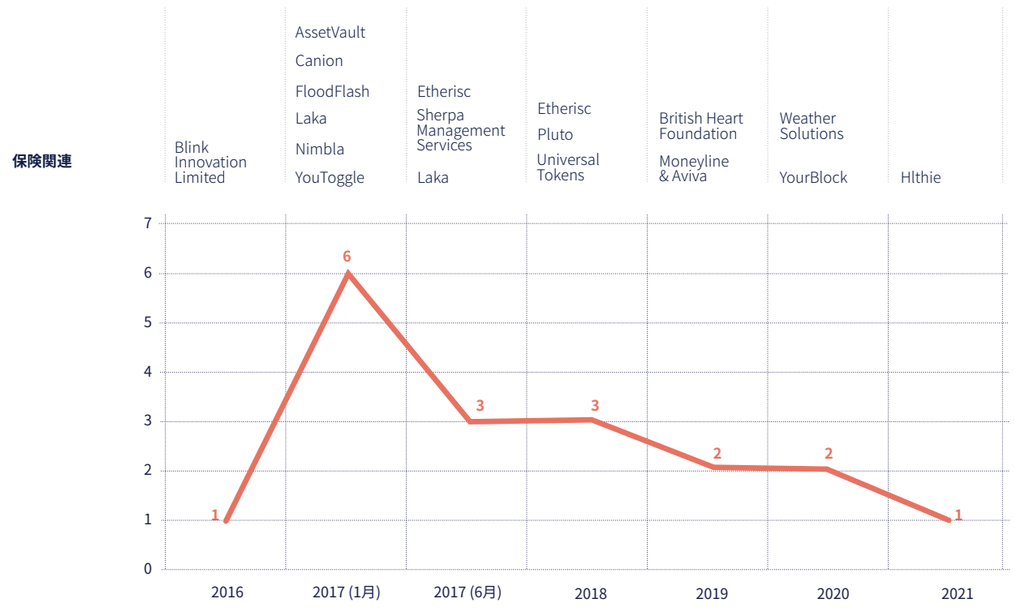

保険業界のサンドボックスを掘り下げる－実例

英国：サンドボックスのパイオニア

この状況は、サンドボックスに参加したプロジェクト数（2020 年はわずか 58 件）と認定された数の両方が減少したことを意味しています。その結果、FCA は 2021 年になってそのプロセスに一連の変更を加えることを決定しました。そして別種のサンドボックスとして、シティ・オブ・ロンドン自治体との協力で、環境や社会、コーポレートガバナンス（ESG）要素に関連したプロジェクトのためのデジタルサンドボックスを設立しました。こちらはパイロットテスト版と位置付けられ、完全なデジタルフォーマットで 12 の企業が参加しました。

英国のサンドボックスに参加した 18 社を分析してみると、旅行保険に合わせて設計されたソリューションに関するものも、その他のモビリティに関するものもありますが、そのほとんどがスマートモビリティ分野に関連するものだとわかります。このエコシステムに関連するプロジェクトでは、InsurTech 18 社のうち 8 社がサンドボックスに参加し、全体の 44% を占めました。

数として 2 番目に多いのが、保険会社（保険請求管理など）と顧客（保険契約者による自己管理を簡素化するプラットフォームなど）の双方に向けて一定のプロセスを促すサービスや商品を扱う InsurTech のものでした。一方で、ホームセーフやビジネスシールド、ヘルシーリビングなど、他のエコシステムを指向するソリューションもあります。

テクノロジーに関しては、遠隔測定や IoT、あるいはブロックチェーンといったディスラプティブなテクノロジーの利用が目立っています。これらのイノベーションの多くが目指しているのは、何かの事象が起きたときに保険会社がどの解決策をとるかを時間をかけずに決定できるように、テクノロジーを使ってプロセスを簡素化したり自動化したりすることです。このような監視するタイプのイノベーションモデルは、モデルの妥当性を確かめるだけでなく、現行の規制を遵守しているため、市場投入時間が短縮されることとも関連しています。

FCA サンドボックスで認定された保険関連プロジェクトの動き

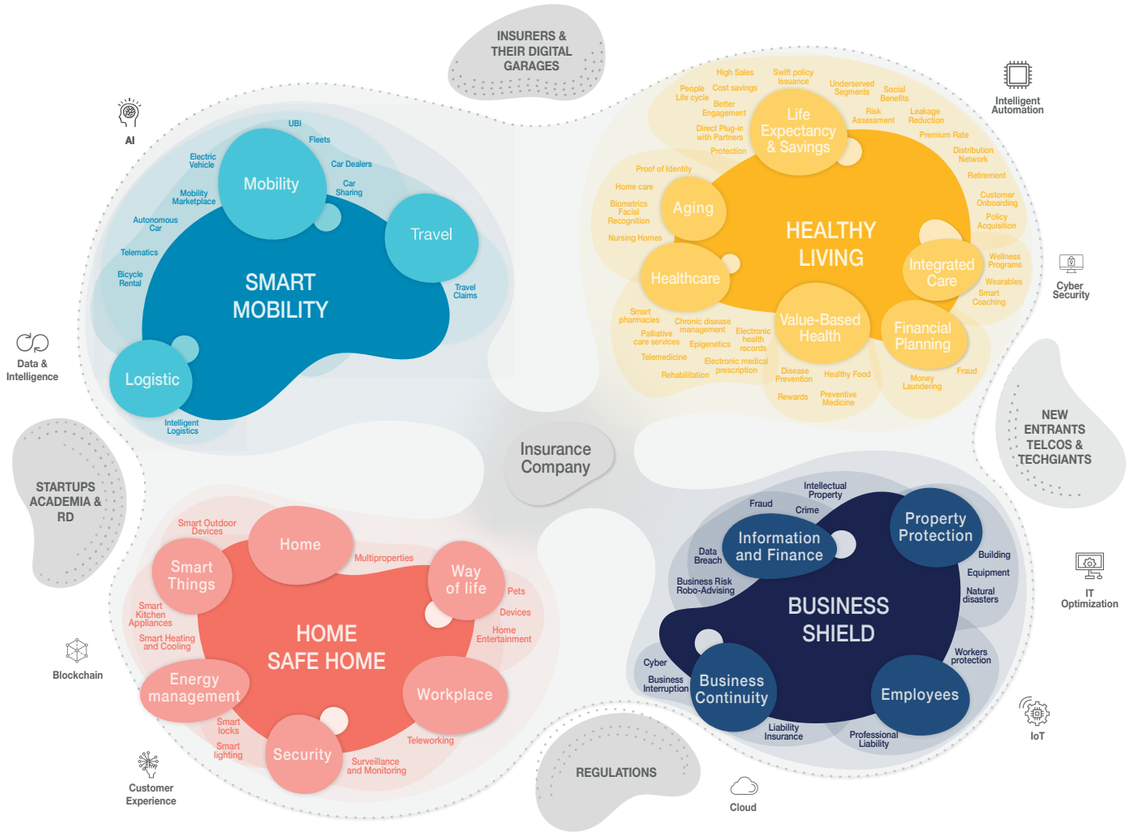

保険業界のサンドボックスを掘り下げる－実例

シンガポールとPolicyPalの事例 - PayPalからMASへ

シンガポールの金融管理庁（MAS）が 2016 年に設立した規制のサンドボックスは、最初の導入事例の 1 つです。このサンドボックスが設立されると、いくつかの企業がイノベーティブなプロジェクトを申請し始めました。そのうちの 1 つが、サンドボックス参入からちょうど 6 か月後、2017 年に申請した PolicyPal です。

このシンガポールの InsurTech は 2016 年 4 月に創業し、AI およびデータアルゴリズムを使って顧客が自分で保険契約の管理を簡素化したりデジタル化できるようにするアプリケーションを開発しました。その後、このプロジェクトはテストから監視プロセスに進み、半年かけてテクノロジーおよび販売・流通モデルを検証しました。PolicyPal の提案は、個人に必要な補償を改善する代替ソリューションを自動的に提示できるように、アルゴリズムを通して個人の補償範囲を分析するものでした。PolicyPal はシンガポール金融管理庁（MAS）からデジタル保険ブローカーのライセンスも取得しました。

PolicyPal は、創業間もない企業を後押ししした PayPal のイノベーション・ラボによって立ち上げられました。この InsurTech と同ラボはともに 2016 年に創業し、2017 年にはイノベーションプログラムで協力体制に入りました。つまり、その当時すでに、保険業界に新しいビジネスモデルを作りだすことに大きな関心が集まっていたわけです。

PolicyPal は 2020 年 3 月、COVID-19 のパンデミックの最中に、東南アジアで最も重要な金融サービスコングロマリットの 1 つである香港の AMTD Digital によって買収されました。AMTD Digital は、デジタルバンキングや保険、その他の金融サービスを含む包括的なデジタルサービスを提供することを目指しています。

この統合の結果、AMTD Digital は 2021 年 12 月に香港で AMTD PolicyPal スマート保険アプリケーションを発表し、東南アジアへの拡大がすでに現実となっていることを示しました。事実、PolicyPal は買収以前のわずか 4 年間に、シンガポールでこの国の人口の 1.75% にあたる 10 万人のユーザーを獲得していました。

PolicyPal は現在、AIA、AIG、Allianz、Aviva、AXA、Bupa、Chubb、ERGO、HSBC Insurance、Liberty Insurance、Manulife、MSIG、Prudential、QBE、SingLife、Sompo、Tokio Marine あるいは Zurich といった主要保険会社と取引しています。

もう 1 つの InsurTech の Inzure は、2019 年にこの規制のサンドボックスに申請しました。シンガポールに拠点を置く同社は、企業保険の分野にソリューションを提供し、中小企業が保険プロセスを自動化して安全性を高め、ブロックチェーンの利用によって管理負荷を軽減するのを支援しています。これはプラットフォームを利用することで摩擦コスト（企業が負担する「通常」のレベルやカテゴリを超えた経費の総額）を削減することを目指したエンドツーエンドのサービスです。同社の CEO によると、サンドボックスが InsurTech に寄与する基本要素の 1 つが、このような場があることで、資金調達に限界のある企業が十分な時間をかけてシンガポールのように国が求める法規制に適応できるという事実なのです。

保険業界のサンドボックスを掘り下げる－実例

ドイツ – 複数のエコシステムを集めると

2016 年、ドイツ・ハンブルグの経済問題およびイノベーション担当当局が、街中でデリバリーロボット使用の実現可能性を検証するパイロットテストを実施しました。この新規構想は、様々な企業とハンブルグ内務スポーツ局および公共交通局を含む公共機関による規制のサンドボックスの枠組みの中で行われたものです。当局は、自由裁量に任された特定の要件を通して規制テスト区域の監督およびコントロールをする機能を引き受けました。

後にロンドンでも実施されたこのパイロットテストは、さまざまな業界からアクターが参加しました。プロセスには貨物輸送分野の組織（Hermes）も参加しました。ロボティクス企業（Starship Technologies）または保険会社 HVD も同様です。サンドボックスはこのプロジェクトの権限付与にあたって、2016 年 10 月 1 日から 2017 年 3 月 31 日までの 6 か月間のテスト期間中に起こりうるすべての損害について責任を負うことを Hermes に求めました。しかしこのサンドボックスの責任者らによると、アクティブな参加者に保険会社 HVD がいたことから、同社が責任保険および総合機械保険のカテゴリーでの既存の保険契約の一部として、保険による補償を無料提供しました。

テスト開始当初はハンブルグ郊外にある Hermes 社の施設の近隣 3 キロの管理された区域で行われていましたが、後に範囲を広げて都市部まで含まれました。また当初は午前 9 時から午後 5 時までという時間帯を厳守することも求めていました。また日の出前や日没後、濃霧や激しい雨などの悪天候時にもテストを行わないこととしていました。

2017 年のテストに続いて、輸送における自動デリバリーロボットに権限を付与する前提条件についての提案が交通道路建設担当事務局長宛てに提出され、受理されたのちに連邦交通デジタルインフラ省へ送られました。

このパイロットテストは、ヨーロッパおよび米国のあちこちの都市へと拡大して展開され、同社によるとすでに世界 20 か国、100 以上の都市でテストが行われました。2020 年にはロンドンの北に位置する小都市の中心部で運用が始まっています。いずれはデュッセルドルフ（ドイツ）やベルン（スイス）といったヨーロッパの大都市の都心でも同社による運用を目指しています。

2019 年 8 月に 10 万件だった同社によるデリバリーは、2020 年 6 月には 50 万件に増え、2021 年 1 月には 100 万件を上回ったと発表されました。テスト期間中、Starship Technologies のロボットは 40 万人以上の通行人とすれちがい、8,000 キロを移動しましたが、インシデントの報告は 1 件もありませんでした。

そのビジネスモデルは 2019 年に方向を変え、大学キャンパスで商品をデリバリーすることに特化することにし、アメリカの複数の大学と合意に達しました。Starship Technologies の目的は、米国で 100 大学まで運用を拡大し、これらの大学で学生顧客数 100 万人を達成することです。

ビジネスモデルの視点から見ると、同社はロボットを使って最大 9 キロまでの注文品をデリバリーしていて、半径 5 キロ弱の範囲を時速 6 キロで自由に移動する自治権も持っています。それはつまり、15 ～ 30 分で注文品をデリバリーすることが見こまれるわけです。

商品を受け取るには、ロボットが目的地に着いた時点で顧客または受取人がモバイルアプリケーションを使ってロボット内部に固定された箱を開けます。内蔵されたスピーカーを使って顧客と会話することも可能です。

ロボットは自分が動き回る地域が適切かどうかを判断するテクノロジーを使っています。カメラや GPS システム、超音波センサー、レーダーを含むセンサー群も搭載されています。

ドイツ生まれのこの例で特筆すべきことの 1 つが、2019 年、テストからわずか 2 年後に、規制のサンドボックス戦略を実行推進するために、ドイツの連邦経済エネルギー省が規制のサンドボックス調整事務局を設置したことです。この事務局は、ドイツ政府がイノベーティブなアイデアをテストしようとするだけでなく、これらと他分野から生じるアイデアとを統合して、さまざまな分野の企業や公共機関・組織が参加できる、さらにエコシステムに立脚したモデルの創出を推進するつもりがあることを反映したものです。

保険業界のサンドボックスを掘り下げる－実例

インド：新興市場の可能性

インドの主要損害保険会社の 1 つ、Reliance General Insurance は 2021 年 12 月、インドのサンドボックスで以前認定された 9 商品を、近々 2 回目のコホートでテストする、と発表しました。

具体的には、テストフォーマットで発売されるソリューションのうち 3 つはテレマティクスに関連したもので、それ以外は同社の従来の事業に関連しており、保険契約者の現行および将来的な契約要件に準拠することを目的としています。

こうしたイノベーションへの欲求は、当該サンドボックスの最初のコホートの様々な分野に反映されています。具体的には、2019 年に設けられて以来、このサンドボックスには合計 173 件のプロジェクトが申請され（同年 9 月 15 日～ 10 月 14 日）、テストを行う権限を付与されたものはいくつかのグループおよび時間枠に割り振られました。申請されたプロジェクトのうちおよそ 40% が認定されました。

1 つめの分野では、33 件のプロジェクトが権限を付与され、2020 年 2 月～ 7 月にテストが行われることになりました。これらのプロジェクトは、医療（計 19 件のプロジェクトが認定）、損害保険（同 11 件）、販売・流通（同 3 件）の 3 つのクラスタに分けられました。

2 つめの分野では 16 件の提案が認定され、2020 年 5 月～ 10 月に規制の下で運用されることになりました。こちらのクラスタは損害保険（9 件）と生命保険（79 件）の 2 つのみでした。

第 1 コホートの最後の分野では 18 件のプロジェクトが認定され、2020 年 7 月～ 12 月にテストが行われました。こちらのクラスタは 4 つ、生命保険（テスト実施が認定されたのは 2 件）、健康保険、販売・流通、損害保険はそれぞれ 7 件、6 件、3 件が認定されました。

第 2 コホートは 2020 年 9 月に設けられ、IRDAI は 185 件の申請を受け付けたものの、COVID-19 の影響が大きいことから、多くのプロジェクトはプロセスを完了することができませんでした。それにともなって、規制当局は 2021 年 1 月、第 2 コホートに提示されたプロジェクトの試行期間を延長しました。■

ブラジル：InsurTech から保険会社へ

このラテンアメリカの国が規制のサンドボックスを設けたのは 2020 年でした（民間保険監督局の SUSEP が監督）。以来、32 件のプロジェクトが認定され、この場を利用しました。初年度の 2020 年に選ばれたプロジェクトは 11 件、2021 年には 21 件でした。

2020 年のサンドボックスに認定された最初の企業は Pier で、SUSEP の簡素化した規制制度のもとで権限を付与されました。現在、このブラジルの InsurTech はテスト空間を離れる許可を得て、2022 年には恒久的な保険ライセンスを得てブラジル全土で事業を展開しています。

これまで Pier は、そのデジタルプラットフォームを通して AI をベースにスマートフォンと自動車の保険契約だけを提供してきましたが、2021 年末に 2000 万米ドルの投資を受けたことで、生命保険や火災保険など、異なるタイプの保険にまで計画を拡大しました。

自動車分野では今のところ 1 つのカテゴリのみに参入していて、価格が 18,000 米ドルまでの車のための保険しか販売できず、しかも第三者の損害は補償の範囲外でした。新たに権限を得たことで、Pier は 5 段階のうちレベル 3 の保険会社になるためのプロセスを開始しました。最終ライセンスを得ることでさらに補償範囲の広い保険を販売できるようになります。

来年には、保険会社の制限を取り除き活動分野を広げられる最終ライセンスによって、Pier は完全なプラットフォームとしての足元を固め、個々人のニーズを満たすようにカスタマイズされた商品で保険業界に革命を起こすことができるでしょう。

同社がブラジルの保険業界にとって革命的だったのは、規制のサンドボックスの枠内にいる InsurTech からスタートして、完全なライセンスを持った保険会社にまで成長したからです。そのビジネスモデルは、デジタルに徹して顧客体験を促進するように設計されたことで、この市場に携帯電話の即時賠償やシンプルな盗難補償といったソリューションをもたらしたのです。■

保険業界のサンドボックスを掘り下げる

従来のアプローチのその先へ

しかし、保険業界が参加できる特定のサンドボックスのその向こうでは、金融または保険分野の、こうしたいくつかのテクノロジーの新規構想も急増しています。これは欧州委員会が欧州ブロックチェーン協会との協力で、2022 年にいわゆる汎欧州規制サンドボックスを開設しようとしているテクノロジー、ブロックチェーンの事例です。

この新しいフレームワークが目指しているのは、欧州ブロックチェーンサービスインフラストラクチャ（EBSI）におけるユースケースの監視およびテストです。EBSI は相互接続ノード（欧州連合、ノルウェー、リヒテンシュタイン、欧州委員会の 27 か国で構成）の P2P のネットワークで、ブロックチェーンを土台にしたサービスインフラストラクチャを運営しています。

AI に関連したソリューションをテストするための特定の新規構想もいくつか始まっています。これはノルウェーと英国の事例で、AI 関連テクノロジーに限定した規制のサンドボックスで公共部門および民間部門が各自のモデルをテストすることができます。このテクノロジーによって、本人確認、AML ／ CFT 規制のコンプライアンス、リスク管理、潜在的な不正行為、ストレステスト、ミクロプルデンシャルおよびマクロプルデンシャルレポートなど、様々な分野でプロセスが改善されるかもしれません。

他の事例では、テクノロジーに特化したサンドボックス（ビッグデータ、機械学習、バイオメトリクス、データ可視化、クラウド）はまだ時期尚早です。しかし、異なる規制当局が相互接続して、安全で適法なイノベーションを生み出そうとしていることについては検証を始めることができます。

これはドイツ連邦経済・気候保護省（BMWi）の例で、同省は異なるサンドボックス同士のコミュニケーションおよび支援機能を担っています。また 2018 年には、いまではさまざまな分野から 530 人のメンバーおよび専門家（リサーチ、民間企業および、他の各省、ドイツ議会、その他の連邦国家を含む公共機関）を擁する「規制のサンドボックス・ネットワーク」も設立しました。

これを目的として、BMWi は連邦各省や連邦議会、連邦国家と協力して新たな、そしてより良い実験条項を策定しています。現時点では、自動運転およびイノベーティブなモビリティコンセプト、デジタル身分証明、電子政府のための新ソリューションなどがあります。

このような新協力体制の結果が、BMWi が優れた事例を称えるイノベーションアワードの創設です。このアワードは 2020 年に始まり、異なる業界から計 9 件のプロジェクトが受賞しました。そのうちの 1 件が保険業界に関連する「Nect Robo-Ident：健康保険会社、保険会社、銀行向けの遠隔身分証明の未来」で、「レビュー」カテゴリで受賞しました。

デジタルヘルス分野のために設計されたこのソリューションは、AI を使って即時的に本人確認を行うものです。このために保険契約者がするのは、パスポートか身分証明書を記録し、自撮りで動画を撮ることだけです。この方法は、保険会社が提供する何らかのサービスをデジタルで利用するために、保険契約者が本人であることを証明しなければならない場合に特に有効です。

このイノベーションは、ドイツ連邦社会保障事務局の認定によって、実環境でテストが行われました。具体的には、ハンブルグを拠点とする健康保険会社 Hanseatische Krankenkasse（HEK）が実施し、1 年後には首尾よく前向きな結果が得られたため、国内の他の保険会社にも拡大されました。

これらのアワードは 2022 年に第 2 回が予定され、2022 年 1 月 26 日まで参加プロジェクトの申請を受け付けました。すなわち、今年のうちには、同国で最も優れたイノベーションが認められ、それはサンドボックスでこれまでに行われたテストした中からあらわれることになります。

2020 年のアワードでは、これ以外の受賞プロジェクトには、ドローン（手術室に組織サンプルを運ぶ、あるいは研究室に持ち込むべき原材料サンプルを運ぶため）やブロックチェーン（代理権を付与するため）、自動運転公共車両（地方および都市部で運行する 6 人ないし 12 人乗りのミニバス）などのテクノロジーに関連したものが含まれていました。

最後に、サンドボックス間、あるいは規制間協力の同一分野において、2019 年にグローバル金融イノベーションネットワーク（GFIN）が創設されました。このネットワークは 60 以上の組織（金融規制当局または同様の機関）で構成されています。GFIN の目的は、民間企業と規制当局とのリンクとして機能することで、イノベーションが一つの国に留まらず、そのアイデアまたは提案を監督者が受け入れる限り、数か国へ同時に行き渡るようにすることに他なりません。

そのメンバーには、アフリカ、アジア、アメリカの多くの国々の金融・財政・銀行・保険の主要機関が含まれています。目標の 1 つは、イノベーション分野における金融サービス規制当局同士が協力するための新しいフレームワークを創出することです。

保険業界のサンドボックスを掘り下げる

世界のサンドボックス

2015 年に英国で最初のサンドボックスが開設されて以来、わずか 6 年間でおよそ 60 もののサンドボックスが設けられてきました。

最初の事例こそヨーロッパのものでしたが、こうした公的機関の広がりを分析してみると、ヨーロッパのサンドボックスは全体（59 件）の 25.7%（15 件）に過ぎないことがわかります。さらに特徴的なのは、20.2%（12 件）に達したアフリカや、それをさらに大きく上回る地域があることです。それはアジアで、実施されたサンドボックスの 42.3%、計 25 の公的機関によるものでした。これとは対照的に、米国は今のところわずか 7 件、全体の 11.8% に留まっています。

地域	サンドボックスの数	%
アフリカ	12	20.2
アメリカ	7	11.8
アジア	25	42.3
ヨーロッパ	15	25.7
合計	59	100

規制のサンドボックスの動向

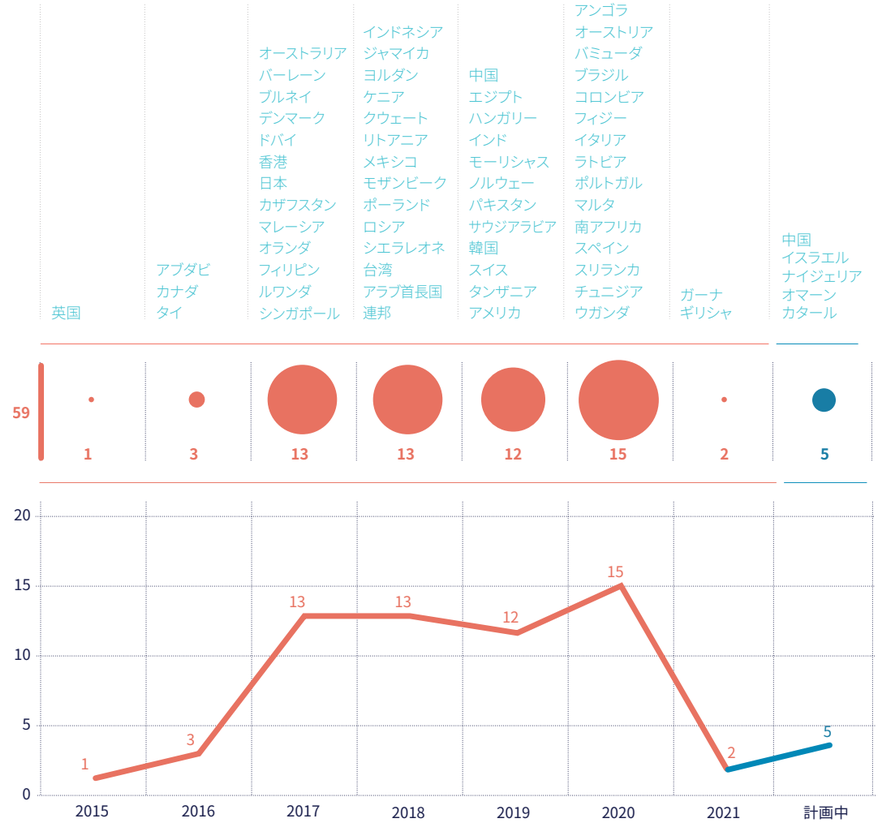

保険業界の規制

保険規制のタイプ

保険業界に直接間接に影響する規制は多数あります。その中には、適応は地域によるとはいえ、ソルベンシーあるいは IFRS 17 のようにグローバルなものがあります。そしてその他の多くには国ごとの要素があります。

しかし、すべての保険会社が大きな変更の影響を受けるうえ、様々な規制が作られます。例えば不正行為を回避するため、顧客情報取得（KYC）やマネーロンダリング予防（AML）に関する方法が確立されています。あるいは、顧客保護を保証するためには個人情報保護などの制限が設けられています。この他にも、本冊子に集められている通り、保険業界に関わるもっと具体的な規制も作られています。

保険会社が提供する補償を補強し、そのシステムのルールに従うために規制当局によって課されるこうしたすべての要件があるということは、保険会社は手続きを自動化して文書を電子的に記録し、それを監督機関に知らせるシステムを備えなければならないということです。以下に、保険分野に影響のある主な規制についてまとめました。

データのプライバシー

この数年で、個人データへのアクセスの保護と処理に関わる様々な法律が制定されました。これらすべての対象範囲が各国の状況によって異なるのは間違いありません。個人データを扱う際に企業に求められる責任について、より制限が厳しい事例もあれば、あまり求められないといった事例もあります。

1999 年金融サービス近代化法としても知られるグラムリーチブライリー法（GLBA）は、金融機関（商業銀行、投資銀行、証券会社、保険会社）が顧客の個人情報をどのように扱うべきかを規制するために米国で制定された連邦法です。米国には、患者の健康に関するセンシティブな情報を守り、患者本人の同意または関知することなく第三者に開示されることがないようにするために国としての基準を定めることを求めた 1996 年の連邦法「健康保険の相互運用性と説明責任に関する法律（HIPPA）」もあります。同じく米国で有効な州法には、カリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA）や、ニューヨーク州のデータプライバシー法があります。

カナダには、民間セクター組織を対象とした連邦プライバシー法として「個人情報保護および電子文書法（PIPEDA）」があります。この法律は、企業が商業活動を行う中で節目ごとに顧客情報をどのように管理すべきかについての基本的なルールを基準として定めています。このほかにデジタル憲章実施法も制定されています。

ラテンアメリカでは、2020 年に制定された「ブラジル個人情報保護法」や、データ保護に関する法律を更新するチリのプロジェクト「個人情報保護法」が際立っています。

アジアおよびオーストラリアでは、オーストラリアが 2018 年に制定したプライバシー法などの特定の規制や、2020 年のニュージーランドのプライバシー法、こちらも 2020 年制定の韓国の個人情報保護法があります。しかし、まだこのような民間企業や公的機関による個人データ保護に関する法律制定プロセスの途中にある国々も残っています。中国の個人情報保護法や、タイの個人情報保護法などがそれにあたります。

日本の「個人情報の保護に関する法律」の改正は 2022 年に施行されます。

しかし、インドには現在のところデータ保護に特化した法律がなく、2011 年の情報テクノロジー法にセンシティブなデータの扱いについての規則があるだけです（合理的セキュリティ慣行と手続きおよびセンシティブな個人データもしくは情報、SPDI 規則）。

南アフリカでは、2021 年に個人情報保護法（POPIA）が施行されました。

ヨーロッパには 2016 年に制定され 2018 年 5 月 25 日に施行された「一般データ保護規則（GDPR）」があります。これは企業に対するプライバシーに関連した法律としては最も厳しいものの 1 つです。「規則」という法的地位によって、欧州連合の全加盟国に適用される強制基準となっています。つまり、欧州連合市民の個人データを扱うすべての企業は、データを正しく利用するために、厳密なプロトコルに従わなければならないのです。

英国では、ICO 事務局が独立した機関として公共の利益における情報の権利を防御ないし保護する役割を担っています。公共団体の開示性と透明性と同時に、公的か私的かに関わらずあらゆる種類の機関による個人データのプライバシー尊重を促進しています。

つまり、データのプライバシーについては、実に様々な規制がある、ということです。国や地域によって違いはあっても、何らかの要件や基準が求められています。しかし確かなのは、これらの法律はすべて、商品やサービスを売り込むためにデジタルプラットフォームを使うことでますます強引になる企業のデータ利用に対して、人々の権利をより確かに守ろうとしているということなのです。

保険会社にしても、上述したような法律または規制を遵守することを保証しなければならないので、状況は他のセクターとさほど違いません。それを達成するには、独自のソリューションを開発することもできるし、規制遵守やセキュリティ、コンプライアンスの要件または要求を満たすためにテクノロジーをどのように応用すればよいかよく知っているスタートアップなどの第三者とのパートナーシップを活用することもできます。一方で、保険会社からの大量のデータの処理と管理を任されているクラウドサービスプロバイダーなどの大規模パートナーも必要になってきます。

結局のところ、何かを受信したり他社にデータを移したりするための顧客の同意など、法律が求める手続きの多くが記録されるのは、まさにこれらのサーバ上です。そこへ、サイバー攻撃後に明らかになる潜在的なセキュリティ侵害に起因する（法的な、あるいは信頼性の）問題も加わります。

実際、データプライバシー法が広まることで Cookie に注目が集まっています。欧州連合は理事会を通して電気通信を規制する法案を提出しました。これは 2002 年電気通信プライバシー指令を無効とするも

保険規制のタイプ

ので、e プライバシー規則とも呼ばれ、電子メールその他の文書、SMS、ソーシャルネットワーク上のメッセージなど、あらゆる通信を規制の対象とします。

現時点でまだ承認されていないことは事実ですが、この法案が「指令（EU が掲げた目標達成のためにどの法を適用するかは各加盟国が決められる）」から「規則（EU 官報の発行からすべての要素について直接適用される義務的な法的規範）」へ格上げして提案しているというところが重要です。しかし、欧州委員会と欧州連合理事会、欧州議会、それぞれの視点の違いのために、この 3 機関が、議論の土台とする暫定版をようやく固めたのが 2021 年 2 月だったことも考慮しなければいけません。そして理事会と議会がこの法案に対する一連の修正案に合意したのが、2021 年 11 月のことでした。

従って、順調に運んだとしてもこの新規制が発効されるのは最速で 2023 年、しかもそれに 2 年間の移行期間が設けられれば、この規制が適用されるのは 2025 年ということになります。この規制は、（条項となる前の）当初の検討事項としては Cookie の使用について 1 度しか触れていなかった GDPR を補完することになります。つまり、先行する e プライバシー規則が発効された 2002 年時点には予測できなかったデジタル領域における保護の要素が取り入れられることになります。例えば、この新しい提案による法令は、史上最高額の罰金（Amazon は 2021 年におよそ 9 億米ドル、WhatsApp は同年に 2 億 5000 万米ドル以上）を科された Facebook（WhatsApp を含む）や Amazon といった大企業にも影響をおよぼすでしょう。

データのプライバシーに関する規則違反に科された罰金が史上最高額だったとはいえ、これが GDPR 範囲外の米国の企業である Facebook へのものであったことは間違いありません。この事例では、米国の連邦取引委員会（FTC）が、ユーザーのプライバシーを繰り返し侵害したとして、Facebook に対して 5 億米ドルの制裁措置をとった（Cambridge Analytica とそれ以前のケースについて）ということです。

しかし、e プライバシー規則で導入される新規性は継続され、トランスフォーメーションは企業が Cookie から得られる情報を利用することと関連しています。組織は、サービスの提供を受けるにあたって必ずしも必要のない Cookie をユーザーが拒否しやすいようにしなければならないでしょう。さらに、こうした選択肢をユーザーが自分のブラウザの設定画面から直接管理できるようにもしなければなりません。

ユーザーの明確な同意があれば、企業は自社のウェブサイトでだけ Cookie を利用することができますが、もしユーザーが Cookie の利用を拒否しても、彼らはそのウェブサイトのコンテンツすべてを見ることができる（ユーザーは Cookie を受け入れなければ閲覧を続けられない現状とは逆）ため、大きな変化が起きるでしょう。したがって、オプトインモデル（企業は事前に説明したうえで同意を得ていれば宣伝広告を送付できる）からオプトアウトモデル（メールを配信停止する方法がしめされていれば宣伝広告を送付できる）へと変わるわけです。

保険業界のデータ保護

データ保護法を遵守しない場合の影響を推し量るのに最もよい方法の 1 つは、これまで保険業界に制裁措置が取られたかどうかを知ることです。具体的には、2020 年にドイツのバーデン＝ビュルテンブルク州のデータ保護当局（DPA）が、健康保険会社 AOK Baden-Württemberg に 124 万ユーロの罰金を科しました。同社には 450 万人以上の保険契約者と、20 万社以上の企業顧客がいました。罰金額を決めるにあたって、DPA は企業の規模や顧客数などの要素を考慮しました。

同社がこの地域の代表的な公的健康保険会社であるという事実も、制裁措置をとるかどうかと関連がありました。ドイツでは、民間の健康保険も選べますが、月収が 5,212 ユーロ未満の人は公的健康保険への加入が義務付けられています。

この制裁措置の理由は、GDPR 第 32 条にあるいくつかの条項違反でした。第 32 条には、データ処理の責任者（この場合は保険会社）は、処理の過程で生じるリスクに応じて適切な技術的かつ組織的手段を用いてセキュリティレベルを保たなければならない、とあるからです。

AOK Baden-Württemberg は、2015 ～ 2019 年に顧客が参加できるさまざまなコンテストを企画しました。参加者は自身の健康保険に関する詳細な連絡先その他の情報を提出する必要がありました。その情報は将来の新しい商業活動に活かすために分析されることになっていましたが、ふたを開けてみれば、参加者 500 人分のデータが広告情報の送付のために利用され、対象となった人たちは同意なくそのような情報を受け取りました。その結果、同社は手順およびコントロール構造を改善するために一連の対応を行いました。

保険業界における GDPR の規則違反に科せられた罰金としてはこれが最高額だったのは間違いありません。しかし、小規模なものではありますが、EU で他にも事例があります。この規則では、行政上の罰金を 2 段階に設定しています。まず、最大 1000 万ユーロまたは全世界でのその企業の前年度の年間取引高の 2% の罰金というのが第 1 段階です。

次に第 2 段階として、最大 2000 万ユーロまたは全世界でのその企業の前年度の年間取引高の 4% の罰金を科すことができます。この場合、規制当局は金額が大きくなるようにどちらかの方法を選ぶことができます。

その他の事例では罰金額は少ないものの、保険業界が医療や銀行など他の分野と密接な関係にあることを考慮しなければなりません。そちらでも罰金が巨額になる関連事例があったからです。

Solvency II

Solvency II が施行されたのは 2016 年 1 月です。保険会社および再保険会社がリスクを削減して競争力を高め、その商品およびサービスの種類や質を向上できるようにするものです。

保険規制のタイプ

Solvency II は、欧州連合が出した指令（連合加盟各国を縛る基準となる規定）です。この規則は、欧州連合の保険会社が支払い不能となるリスクを削減するために保持すべき資本金額を規制しています。

その目的は、保険会社を強くして、経済危機によって生じる困難な状況に立ち向かえるようにすることです。そうして企業の資本化に関連する要求があったときに、市場に出ている様々な商品のリスクが分析され、各国の監督機関によって監督されるようにします。

こうした変更によって、顧客は保険会社のことやその会社が販売する商品についてのより多くの情報を得られるようになり、透明性が高まって、結果としてこれらの規制変更のおかげで強化されたシステムへの信頼も大きくなるわけです。

Solvency II には 3 つの柱があります。1 つ目は量的なもので、保険会社に求められる資本要件の計算にフォーカスしています。2 つめは質的なもので、リスクモデルにフォーカスしています。最後の 3 つ目の柱は透明性と市場規律を指向したものです。この最後の柱によって、保険会社で生成され監督機関にもたらされる情報の報告基準に単一の方法が適用されることになります。

IFRS 17

IFRS 17（国際財務報告基準）は、保険契約の会計手段の原則を規定する国際的な基準であり、保険事業にとってそれが根本的に重要である理由です。この基準は、IFRS 財団に属する独立した会計基準設定機関である IASB（国際会計基準審議会）が発行するものです。

発行されたのは 2017 年ですが、一定の猶予期間をおいてようやく効力が発生するのは 2023 年 1 月 1 日を予定しています。IFRS 4 と呼ばれていたこれまでの規制に代わって現行の規制が有効になります。

この規制変更の目的は、保険会社の持っているデータを標準化して、保険会社間、業界間で財務表の比較を円滑にすることです。この変更が重要なのは、データ管理や財務情報表示、保険数理計算などの重要な側面が変更されるからです。

IFRS 17 によって、100 か国以上で使用されている共通会計用語が実現します。これによって企業会計を国際的に比較できるようになり、国際財務の調和に向かって大きく前進できるのです。

DORA（デジタルオペレーショナルレジリエンス法）

上述の概念に関連して、欧州議会および欧州委員会は 2020 年 9 月、デジタルオペレーショナルレジリエンスの規制法案を EU の金融サービス部門に提出しました。この法案（デジタルオペレーショナルレジリエンス法、DORA）は、情報通信テクノロジー（ICT）によって金融部門（保険および再保険会社を含む）に生じるリスク要件を強化しアップデートすることを目的とし、共通システムのもとで運営しているこれら業界に関わるすべての利害関係者が特定のテクノロジーの使用に由来するリスクを回避できるようにするものです。

DORA が目指しているのは、金融システムへの参加者すべてが必要な安全対策を手にすることで、サイバー攻撃やその他のリスクを軽減することです。提出された法案は、あらゆる ICT 関連の脅威やディスラプションを乗りこえることを企業に求めます。また、クラウドサービスプロバイダーなどの重要な第三者プロバイダーには監視フレームワークも導入します。

潜在的に重要とみなされる ICT サービスプロバイダーを含むこの業界のすべての構成員が、サイバー攻撃やその他のリスクと戦うために必要な手段を手に入れることが目標です。したがって企業は、デジタル脅威とそれがもたらすサービス中断といった影響に対処できることを自らしめさなくてはなりません。この新法は単に企業（銀行および保険会社）を対象とするだけでなく、そうした企業にサービスを提供する企業にもその影響範囲を拡大していくので、クラウドサービスプロバイダーなどの重要プロバイダーもこの規則の対象ということになるでしょう。

この法案の新しさの 1 つが、この問題に関する規定があちこちに散らばっている現行法の取りまとめになることです。一方で、この法案が提出されたことで、公的機関どうしがまとまるという目的も見えてきます。欧州保険企業年金監督機構（EIOPA）、欧州銀行監督機構、そして欧州証券市場監督機構（ESMA）が積極的に準備にかかわってきたことからそれがわかります。

IORP（職域退職規定に関する機関）

この欧州指令が承認されたのは 2016 年ですが、施行には少し時間がかかり、いくつかの EU 加盟国の法システムに取り入れられたのは 2020 年でした（COVID-19 の影響も遅れた原因の 1 つ）。最後に導入したのはアイルランドで、2021 年 4 月でした。

この基準は、主目的として参加者および年金プランの受益者にレベルの高い保護と安全性を保証することのほかに、年金基金の管理システムを強化し、年金基金にはその管理団体と、可能であれば基金監督委員会がつくという主要機能を明確に規制すること、職域年金基金の越境的な活動の規制を改善することも目的としています。

職域退職規定に関する機関（IORP）は、年金プランを利用する人々に高いレベルの保護と安全性を広めることを目的としています。その実現のため、年金基金の管理システムを規制および修正し、管理団体にはその基金に主要分野で独立した専門家（保険数理士、リスク管理および内部監査機能）をつけさせ、また自身のリスク評価をすることも求めています。一方で、職域年金基金の越境活動を改善するための手続きの規制もしています

さらにこの法案は、EU 全体の年金プランへの参加者またはその受益者から得た情報を取りまとめることも目的の 1 つです。

保険規制のタイプ

というのも、彼らは金融機関や保険会社から、人々が自分に適した年金プランを選べるように十分かつ率直な情報を提供する「年金給付明細」と呼ばれる書類を通して、明確で単純な情報を受け取るからです。

IDD（保険販売業務指令）

この法律は、EU 域内において保険商品が設計され販売・流通する方法を規制することを目的としています。したがって、保険会社は自社商品を設計・管理し承認するための内部管理プロセスを遂行しなければなりません。この基準も保険分野のその他の基準と同様に、保険会社の顧客を守り販売・流通の透明性を促進することを目的としています。

この新基準の目的の 1 つは、保険の販売・流通に関わる様々なアクターの取り扱いを標準化し、保険会社（2018 年以来、新手法とされる自社商品の販売・流通チャネルとみなされている）や仲介者、ブローカー、バンカシュアランス、デジタルチャネル、保険価格の比較サイトに同じ条件を保証することです。この規制は、彼らの間で自由競争を促そうとするものです。

顧客はもう 1 つの側面と言えるでしょう。上述したアクターまたはチャネルの取り扱いが均一化されるならば、顧客はこれらのアクターのどれでも同じ補償を提示してくれると思うことができます。

大きな変更の 1 つは、どのような保険商品であれ、契約を結ぶまえに保険会社が契約者に提供すべき情報が明確になることです。

販売・流通サービスを提供する専門家についても、この指令の施行に伴う新しい進展があります。その結果、補完的な保険仲介者の形態（保険の販売・流通とは異なる専門的な活動をするが、中心となる活動を補完する形で報酬と引き換えに保険契約を販売する人物）が作られます。このような新形態も、その他の仲介者と同じ規制の対象となるでしょう。

それには保険分野の専門家に何らかの学位が必須となったり、職務遂行のための訓練を受けるなど、果たすべき義務も含まれます。

商品への規制については、いわゆる保険ベースの投資商品（IBIP）の規制も新しく加わったもので、関連経費の報告や顧客への適切さ、または利便性の検証を実施するなど、一連の要件が求められます。

PRIIPS（パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品）

EU は、小口顧客が契約に先立って関連があると思われる商品の情報（その商品の特徴や識別情報、固有リスクのレベル、条件、採算シナリオ、関連コスト、など）を知ることができるように、保険会社の顧客が KID（主要投資家情報文書）と呼ばれるものを利用できるようにする義務も規制しています

この契約前文書の配布義務は、2018 年の PRIIPS（パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品）規制の中で確立されました。これは、顧客が決断する前に商品をしっかりと理解してもらい、さまざまな商品を比較できるようにすることを目的としたものです。これらの商品には、年金プランや傷害保険や老後資金保険、年金保険プラン、銀行預金、株式、投資ファンドなどが含まれます。

保険規制のタイプ

保険業界に影響を及ぼす規制の種類（ごく一部）

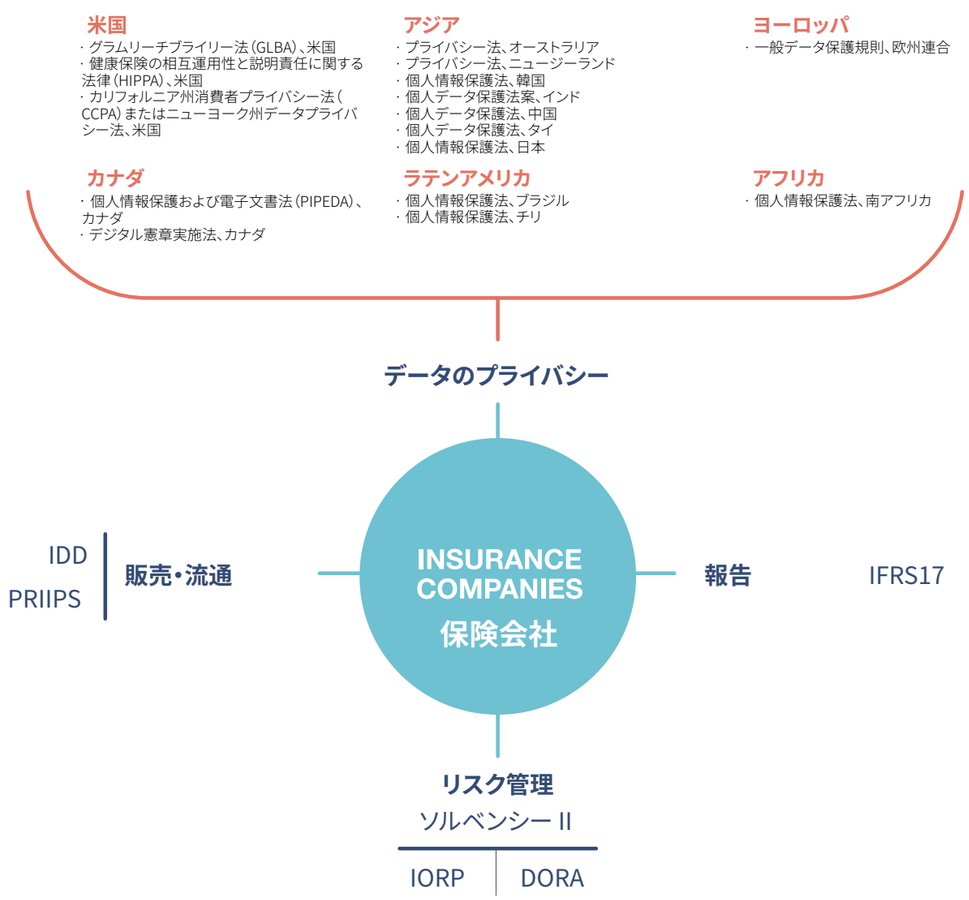

レグテック

レグテック：テクノロジーと規制の間で

レグテックという概念は、規制（レギュレーション）とテクノロジーを組み合わせたところからきています。テクノロジーを通して（規制または規制遵守に関連した）特定プロセスの管理を円滑にすることこそが出発点です。

こうした規制はこの分野に特有のもの（保険会社に求められるソルベンシー報告に関するあれこれなど、その業界に特有の規制遵守）の場合もあれば、その業界における新技術（たとえば、新技術による顧客データへのアクセスやその利用に関すること、顔認識、あるいは AI など）の影響を受けている場合もあります。

どちらの場合でも、保険会社が規制要件を満たすために、テクノロジーをどう使うかが問題です。したがって、保険業界における本当のデジタルトランスフォーメーションというのは、簡素化と最適化、そしてプロセスの自動化によって効率が高くなり、コンプライアンスに関連したコスト配分が少なくなるという結果にもつながるものです。

テクノロジーを使ってこれらのプロセスが改善される一例に、報告書の正確さや信頼性が増すということがあります。また、将来的なリスクを予防することにも役立ちます。企業がリスクを見つけることができれば、意図的な不正行為などで起き得る基準違反の可能性に気づくきっかけになります。

このような関連性は（この情報は、プロセスが現行の規制に則って行われていることを保険会社が規制当局に提示するものなので）ユーザー側には「見えない」かもしれませんが、その結果は間違いなく保険契約者の利益になります。これは、技術的イノベーションが多くのメリットを生み、それと同時に保険会社がすべての規制をきちんと遵守して運営されることが保証されるという、2 つの要素がうまく組み合わさった結果、そうなるのです。こうしたことはすべて、監督されることで実現するのですが、それにはポジティブな視点から理解する必要があります。なぜなら、これによって保険会社側には透明性が生まれ、そのことが保険商品やサービス、新しいビジネスモデルだけでなく、保険会社そのものへの大きな信頼が顧客側にも生まれるからです。

いずれにしろ、こうした要件を遵守しなければならないことで保険会社は一連のプロセスを転換せざるを得ず、そのためのコストや技術的な適応は避けられません。このような背景から、（あまり多くはないものの）保険会社の内部から直接、あるいは他分野から新しい技術的ソリューションが登場していて、その他分野の中でも InsurTech が際立っています。

このような流れを見るに、いったいどれだけの国が金融および保険分野のためにサンドボックスを用意しているのかを見ることは重要です。管理者がコントロールするこうしたテスト環境は、保険会社やイノベーティブなスタートアップ（InsurTech）、そして新ソリューションがさまざまな法や規制を遵守しながら顧客の利益にもなるように見張る規制当局といった、保険のエコシステムに関わるすべてのアクターを巻きこむためのもう 1 つのステップです。

そこで、このように言うことができます。保険におけるレグテックとは、保険会社がその活動にとって不可欠なさまざまな分野や機能、すなわちコンプライアンスや報告、規制監視、デジタル認証などに関連するプロセスを、テクノロジーを利用することによって、適切に管理できるようにするスタートアップである、と。■

サンプルに見るレグテック

この規制にフォーカスした初めての試みで、私たちが選んだサンプルはごく限られています。探したのは、自らを保険業界というフィールドで規制を遵守するソリューションを提供するテクノロジー分野にいる企業である、としている会社です。

そうやって探した結果、見つかったのは全部で 25 社という限られた数でしたが、彼らのおかげで私たちはいわゆる「レグテック」というものに関する一連の分析を行うことができました。

サンプルからは、何らかの関連データを観測することができます。まずは、このようなタイプの企業に最初の投資が行われたのが 2014 年で、FCA がレグテックという用語を使ったのとほぼ同時期だったということです。

言い換えれば、デジタルな運営をする企業が増加したことに伴って規制遵守がそれまで以上に必要とされ始めたのを 1 つの要因として、それと時を同じくしてこうしたタイプの企業がソリューションの開発を始めた、ということです。

興味深いインサイトがもう 1 つあります。2014 年から 2016 年にかけて、このタイプの企業への投資の動きは横ばいの状態でした。ところが、2017 年になると投資は目立って増加しました。

この年、およそ 1000 万米ドルかそれをはるかに超える投資を受けたのは 3 社です。FRISS の場合、その額は 1750 万米ドルを超えていました。

このタイプの企業の 1 社への投資が 2000 万米ドルと同等かそれ以上になるのは 2019 年になってからですが、この年のそれだけが突出していて、これがなければ 2018 ～ 2020 年の期間もほとんど動きはなかったでしょう。全体の流れの中で見ると、この 1 社への投資額は 2018 年あるいは 2020 年の全投資額よりも多く、2019 年の投資額の 75% を占めていました。その 1 社というのが、第三者に対する保険の検証プロセスを自動的に促進することで関連リスクを減らすという米国の企業、Evident でした。そのソリューションは、たとえばある企業が、自社のパートナーやサプライヤーがどのサイバーセキュリティ保険ないしランサムウェア保険を契約したのか確認したり、それが有効かどうか、その企業のニーズや需要と適切に見合ったものかどうかを検証できる、というものです。

2021: Agent Sync と FRISS

ところが、2021 年になると状況が変化し、投資が増えはじめたのです。なんとこの年の投資額は、2014 ～ 2021 年の総投資額のほぼ 65%に迫りました。この年のデータには見るべきポイントがいくつかあります。Agent Sync が 1 億米ドルの投資を受けた一方、FRISS は 6400 万米ドルを調達し、この額は 2021 年の投資額の 86%、分析対象となった全期間の 55%にもなりました。

Agent Sync は 2021 年に 2 回のラウンドで投資を受け、1 回は 2500 万米ドル、もう 1 回が 7500 万米ドルでした。この 2018 年に創業した米国の InsurTech は、サービスとしてのコンプライアンスをソリューションとして提供する企業です。そのテクノロジーとは、保険募集人登録機構（NIPR）や金融取引業規制機構（FINRA）などの規制当局のデータベースを、コアビジネスシステム（Salesforce）に統合するというものです。これによって、企業は自社のプロセスがコンプライアンス要件を遵守していることを確認できます。AgentSync の例で言うと、ブローカーのオンボードプロセスや契約プロセスを改善したり、彼らが代理店や保険会社、総括代理店（MGA）向けに設計されたツールを通して登録されていることを確認したりします。

ドイツの企業 FRISS は、損害保険会社向けの不正行為およびリスク検出自動化を専門としています。そのテクノロジーは現在までに 42 か国 180 以上のプロジェクトに導入されています。 AI の利用をベースにしたそのソリューションのなかには、不正請求の検出やリスク評価と引受、不正を証明するために裁判が必要となれば特別捜査班（SIU）の支援も含まれています。その投資家には、アクセラレーターの Plug & Play Insurtech やソフトウェア企業の Guideware といった、保険分野の重要なプレイヤーが含まれていることには注目すべきでしょう。

結論

結論

本分析のサマリーおよび結論として、私たちは次のようなフレームワークが現状を説明するのに役立つことを確信しています。イノベーションは常に規制の一歩先を行っています。この現実は簡単に説明することができます。まず、市場で問題または需要が発生し、その後にそれに対処する答えやイノベーションが続きます。そして最後に、規制が作られて新たな現実に対する法的な枠組みが用意されます。

イノベーションと規制が同時進行する場合もあります。自動運転の例がそれで、規制当局が最小限の安全性を検証して既存の規制が遵守されることを確認してから、自動運転車の走行が許可されます。注意すべきは、この分野でどのように規制が作られるかは国によって大きく違っているということです。ともかく大事なのは、自動運転を可能にするテクノロジーとイノベーションは、そして民間の管理された環境でのテストでさえも、規制よりも先行しているのです。

ドイツでは、2021 年 7 月に「道路交通法および強制保険法改正のための連邦法（自動運転法）」が施行されました。この新法では、レベル 4 の自動運転車（特定タスクのために人間の介入を必要としない車両）に国内の一部で路上走行を認めています。

驚くことではありませんが、連邦交通デジタルインフラ省は 2015 年からドイツ国内のいくつかの市で現実の（コントロールされた）条件のもとで、さまざまな自動運転車が走行することを許可しています。これらの例のいくつかは本ドキュメントでも説明しました。

運転に関わるイノベーションと規制が数年に渡って実行され、成功してきたことにも注目すべきです。たとえば、「高度運転支援システム（ADAS）」は明らかに自動運転の先駆けです。リスク状況の予防や制限はするけれど運転者の代わりにはならない ADAS を利用することは、運転の大きな支えになります。

もちろん、保険業界もこの変化と密接につながっていますし、この分野に対して非常に積極的な保険会社もあります。何年もテストをしてきた会社もありますが、何かを決定したり規制したりするには、まだいくつもの要素があります。問題は事故の際に第三者に由来する物理的損害をカバーするだけでなく、その車両が自動運転モードだったときに死亡事故を起こした場合には誰に責任があるのかを確定することも必要だからです。

特定の事例を別にすると、イノベーションと規制の間には明らかな順序があります。一般的には、どんな企業でも（そして保険会社でも）市場の課題に直面して対応を迫られます。そのような課題は顧客の需要の中から出てくることもあれば、テクノロジーの進歩や他企業との競争、あるいは規制の変更によって浮かび上がってくることもあります。原因がなんであれ、保険会社はこうした課題に応じて革新していかなければなりません。そのやり方はいくつか考えられます。まず新商品を作り、そのイノベーションが規制を遵守していることを祈るか、あるいは規制のサンドボックスに進む（新規構想についてすでに規制当局に知らせてあり、商品が規制に合うように会社を監督するガイダンスを提供してくれる場合）か。この 2 つの間には、他の多くの可能性があります。例えば、並行して規制当局と合意のある民間のサンドボックスやイノベーションハブを利用するのも一案です。あるいはまた、イノベーターが保険のバリューチェーンにおけるプロセスをカバーする企業の支援を求め、彼らのソリューションによって規制の遵守を保証することもできます。

結論

簡単にまとめると、保険会社には次のような選択肢があります。

A

保険会社はイノベーティブな商品を開発し、市場に投入する。その商品が何らかの規制に反しているリスクがあるかもしれない。

B

保険会社は規制のサンドボックスにプロジェクトを提示または参加して、そこでそのイノベーティブな提案を市場に投入する承認を得る（もしも規制を遵守できていなければ承認されない）

- 現時点では、スタートアップまたはInsurTechがプロジェクトの一部として参加、またはプロジェクトをリードしている場合があり、保険会社は（必要とされる場合に）ライセンスを与える側として参加している。

C

保険会社は民間の規制サンドボックスまたはイノベーションハブに参加する。この場合、規制当局が関わっていなければ、新サービスの開始についてあとから当局の認証が必要になる可能性がある。

規制から市場へ：礎としての規制のサンドボックス

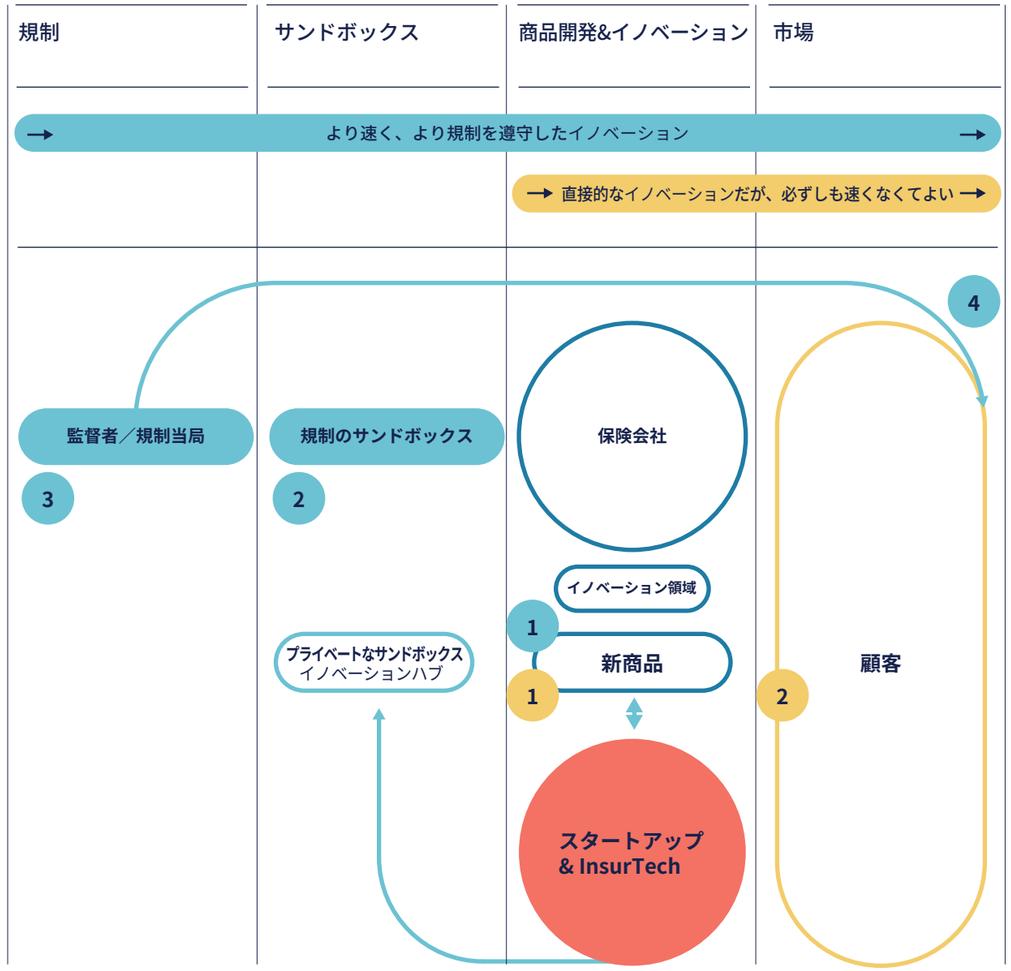

この 3 つのモデルにも、当然ながら保険会社は第三者（InsurTech、アクセラレーター、ベンチャーキャピタル、テックジャイアントなどのパートナー等々）からのサポートを期待できます。ここに示したモデルはどれも有効なやり方で、規制も遵守しています。

結論として、保険会社が規制当局としっかり連携しているほど、イノベーションの 2 つの根本原則である「市場に付加価値を加える、規制を遵守したやり方でそれを成し遂げる」に対応した新しいプロセスや商品、サービス、ビジネスモデルを生みだす力は大きくなると考えています。

ここまで見てきたように、保険業界が考慮すべき規制の数は多く、それぞれの国や地域に特異性があります。たしかなのは、テクノロジーが規制要件とその遵守の橋渡しをすればするほど、保険業界は競争力を高め、ダイナミックになっていくのです。